

～精米表示に関する食品表示基準が改正されています～

米袋の食品表示を「**精米年月日**」から「**精米時期**」に変更が必要です。
切替期限：令和4年3月31日まで

令和4年4月1日以降に精米したものについては、米袋の一括表示欄の表示事項は「精米時期」となります（必須）。
令和4年3月31日（経過措置終了日）までに、米袋の一括表示欄の表示事項を「精米年月日」から「精米時期」に変更いただく必要がございます。

なお、令和4年3月31日までに精米したものについては、「精米年月日」と表示された米袋を使用して、販売することができます。玄米及び輸入品も同様です。

【変更前】

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 〇〇県	〇〇〇〇〇	〇〇年産
内 容 量	〇kg		
精米年月日	22.03.01 又は 22.03. 上旬		
販 売 者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 0-00 TEL.000-000-0000		



【変更後】

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 〇〇県	〇〇〇〇〇	〇〇年産
内 容 量	〇kg		
精米時期	22.03.01 又は 22.03. 上旬		
販 売 者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 0-00 TEL.000-000-0000		

○ 同時に、表示内容について、年月旬（上旬 / 中旬 / 下旬）表示が可能となっており、この機会に、年月日表示（例：22.04.01）から年月旬表示（例：22.04. 上旬）への切替えをご検討ください。

※ 同様に「調製年月日」「輸入年月日」はそれぞれ「調製時期」「輸入時期」に変更する必要があります。

詳しくはコチラ <https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/200414.html>